

日本セキュリティ・マネジメント学会 会費等に関する細則

JSSM-3-001 2005.05.12 制定

JSSM-3-001 2013.06.22 改訂

JSSM-3-001 2017.07.30 改訂

1. 目的

この細則は、学会定款に定める事項のうち、入会金や会費に関連する事項についての詳細を定める。

2. 入会金および年会費

正会員の入会金は1,000円とし、学生会員の入会金はその半額とする。賛助会員は入会金を要しない。
学際フォーラムや学術講演会などでの学会員の勧誘に応じて入会する場合は、(何かをエビデンスに)入会金を免除する。

正会員の年会費は9,000円、学生会員の年会費は1,000円とする。賛助会員の年会費は一口につき50,000円とする。

正会員もしくは学生会員が、11月以降に入会する場合は、初年度の年会費を半額とし、年が明けて1月から3月までの入会者については、当該初年度の年会費を免除するものとする。

会員種類	入会金	入会時期	初年度年会費	二年目以降年会費
正会員	1,000円 (免除あり)	4月～10月	9,000円	9,000円
		11月～12月	4,500円	
		1月～3月	0円	
学生会員	不要	4月～10月	1,000円	1,000円
		11月～12月	500円	
		1月～3月	0円	
賛助会員	不要	常時	一口50,000円	一口50,000円

3. その他

この改廃は、総務部会長の発案により、常任理事会が決定する。

付則 この細則は、平成29年7月30日より施行する。